

令和 8 年 3 月 1 9 日
関 東 信 越 厚 生 局

元保険医療機関及び元保険医への対応について

令和 8 年 3 月 1 8 日、関東信越地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消相当」及び「保険医の登録の取消相当」について、これらを妥当とする建議がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり対応しましたのでお知らせします。

【内容】

1. 保険医療機関の指定の取消相当

- (1) 名 称 小川医院
- (2) 所 在 地 神奈川県横浜市港北区篠原西町 2 - 8
- (3) 開 設 者 小川 勇
- (4) 指定取消相当年月日 令和 8 年 3 月 2 0 日

※ 当該保険医療機関は、令和 3 年 1 2 月 1 7 日付けで保険医療機関の指定を辞退していることから指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

2. 保険医の登録の取消相当

- (1) 氏 名 小川 勇 (8 2 歳)
- (2) 登録取消相当年月日 令和 8 年 3 月 2 0 日

※ 当該保険医は、令和 3 年 1 2 月 1 7 日付けで保険医の登録を抹消していることから登録の取消相当の取扱いとするものです。登録の取消相当の取扱いとは、登録取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

【取消相当に至った経緯】

小川医院について、複数の保険者等から、患者が受診していないにもかかわらず診療報酬の請求があった等の情報提供があった。

個別指導を実施したところ、診療録の記載内容に疑義が生じたため個別指導を中断した。

患者調査を実施したところ、実際には診療していないにもかかわらず、診療録に不実記載し、診療報酬を不正に請求していることが強く疑われたため、個別指導を中止し、令和 3 年 11 月 17 日から令和 7 年 7 月 30 日まで計 18 回の監査を実施し、結果として「取消相当の主な理由」に記載した事実を確認した。

【取消相当の主な理由】

当該保険医療機関及び保険医の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)

(2) 保険診療と認められないものを、保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件 数 27件

不正請求額 1,048,258円

※ なお、監査で判明した以外の分についても不正請求等があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。